

徳島市火災予防条例（昭和37年徳島市条例第15号）第23条第1項の規定に基づき喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所を次のとおり指定する。

平成27年3月30日

徳島市消防局長 岡田陽彦

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - (1) 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
 - (2) 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。）
 - (3) 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
 - (4) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）又は飲食店の舞台
 - (5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が、1,000平方メートル以上のもの）の売場及び通常顧客の出入する部分（喫煙にあつては、火災予防上支障がないと認め、喫煙設備を備えた部分を除く。）
 - (6) 旅館、ホテル又は宿泊所で催物の行われる部分
 - (7) 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
 - (8) 自動車車庫又は屋内駐車場で、次に該当するもの（危険物品については除く。）
 - ア 駐車のために供する部分の床面積が、地階又は2階以上の階で200平方メートル以上、1階で500平方メートル以上、屋上部分で300平方メートル以上のもの
 - イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10台以上のもの
 - (9) 屋内展示場で公衆の出入する場所
 - (10) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
- 2 危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前項第1号から第3号までに掲げる場所を除く）の公衆の出入する部分
 - (2) キャバレー等又は飲食店で公衆の出入する部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの（前項第4号に掲げる場所を除く。）
 - (3) 車両の停車場又は船舶の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
- 3 防火対象物の部分を本来の用途以外に使用する場合は、当該部分の適用は使用する用途による。

附 則

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次の徳島市消防局告示は、廃止する。
 - (1) 徳島市消防局告示第8号（昭和59年12月25日）
 - (2) 徳島市消防局告示第4号（平成4年6月23日）